

FFAC ステップアップ助成プログラム 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術分野の発展・普及に資することを主たる目的として、主に福岡市内で文化芸術活動を行い、今後の発展が期待される団体・個人が主体となって行う文化芸術活動に対し、公益財団法人福岡市文化芸術振興財団（以下、「財団」という。）が、当該活動に対して助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の種類)

第2条 助成の種類は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術普及活動助成
- (2) 発展活動助成
- (3) 文化芸術を通じた社会課題に係る取組活動助成（以下、「社会課題取組助成」という。）

(助成の対象となる分野)

第3条 助成の対象となる分野は、演劇、ダンス、音楽、美術、メディア芸術、伝統芸能、その他とする。

(助成の対象となる活動)

第4条 助成の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）は、第2条に定めるそれぞれの助成の種類ごとに以下のとおりとする。

- (1) 文化芸術普及活動助成
市民に文化芸術活動の鑑賞の機会を提供する公演・展示・その他の活動
- (2) 発展活動助成
従来の取り組みからさらに発展させようとする意欲的な活動で、下記のいずれかに該当する活動
 - ア 文化芸術に関する公演・展示・その他の活動であって、新しい文化芸術を創造し発信する活動
 - イ 文化芸術分野の人材育成・環境整備に寄与する活動
- (3) 社会課題取組助成
文化芸術を通して様々な社会課題に取り組むために実施する活動で、下記のいずれかに該当する活動
 - ア 未来の担い手である子どもたちの育成
 - イ 共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり
 - ウ 地域の歴史・文化の継承
 - エ 福岡市の魅力向上

(助成の対象とならない活動)

第5条 前条の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) この要綱による助成金以外に福岡市または財団から補助金または助成金の交付を受けているもの、あるいはそれらに準じる金銭の交付を受けているもの
 - (2) 宗教的または政治的、あるいはチャリティを目的とした活動と認められるもの
 - (3) 営利を主な目的とする活動及び特定企業の広報・宣伝と認められるもの
 - (4) 通常の定期公演・展示とみなされる事業と認められるもの
 - (5) 学校教育の一環として行われる学校行事と認められるもの
 - (6) 学術研究・学術的出版と認められるもの
 - (7) 一般に公開あるいは公募されない活動と認められるもの
 - (8) 教室(カルチャースクールを含む)、サークル、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の発表会、講習会、展示会などの活動
 - (9) 国、地方公共団体(福岡市を含む)が主催・共催する活動(名義のみの共催は除く)
 - (10) 第三者の著作権その他第三者の権利などを侵害するもの
 - (11) 文化芸術普及活動助成については、過去に同助成を受けたことがある団体・個人
- 2 前項の規定に関わらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(助成の対象となる者)

第6条 助成の対象となる団体・個人は、文化芸術分野の発展・普及に資することを主たる目的として、主に福岡市内で活動し、今後の発展が期待される団体・個人で、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 第2条に定めるそれぞれの助成の種類ごとに、申請時点での活動歴が、下記の要件を満たす団体・個人であること。なお、実行委員会形式で申請する場合は、申請時点で実行委員会が発足しており、かつ中核となる構成団体または構成員の活動歴が、下記の要件を満たすこと。
 - ア 文化芸術普及活動助成 活動歴が5年以下の団体・個人
 - イ 発展活動助成 活動歴が2年以上の団体・個人
 - ウ 社会課題取組助成 活動歴が10年以上の団体
 - (2) 申請時点で文化芸術普及活動助成については過去5年間に、発展活動助成、社会課題取組助成については過去2年間に、申請したジャンルにおいて、自ら主催し、広く一般に公開された文化芸術活動に関する公演、展示、ワークショップ等を1回以上実施していること。なお、実行委員会形式で申請する場合は、中核となる構成団体または構成員に同様の実績があること。
 - (3) 責任をもって当該活動を遂行する能力と意欲を有していること。
 - (4) 主に福岡市内で活動していること。
 - (5) 宗教活動、政治活動を目的としていないこと。
- 2 前項に規定する団体は、法人格の有無は問わないが、次の各号に掲げるすべての要件を満たし、団体としての組織及び責任の所在が明確でなければならない。ただし、地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している法人は除くものとする。
- (1) 定款、寄付行為に利する規約等を有すること。
 - (2) 団体の意思を決定し執行する組織が確立していること。
 - (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - (4) 3名以上の役員を有すること。
 - (5) 団体活動の本拠として事務所を有すること。

- 3 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる団体・個人は、助成の対象としない。
- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条に規定する暴力団および暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 団体でその構成員のうちに前号のいずれかに該当する者のあるもの
 - (3) その他、助成対象者としてふさわしくないと理事長が認めた者
- 4 理事長は、助成金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者および団体構成員の氏名（フリガナを付したものを）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（助成対象活動期間）

第 7 条 助成の対象となる期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 2 月末日までの間とする。

（助成金額）

第 8 条 助成金の額は、第 2 条に定めるそれぞれの助成の種類ごとに以下のとおりとする。

(1) 文化芸術普及活動助成

対象 1 件につき 10 万円までの範囲内を限度とする。当該活動に係る経費の内、「宣伝費」と「舞台費」の合計額の範囲内で確定する。

(2) 発展活動助成

対象 1 件につき 40 万円までの範囲内を限度とする。当該活動に係る経費の 2 分の 1 の額、または自己負担額のいずれか小さい額の範囲内で確定する。

(3) 社会課題取組助成

対象 1 件につき 30 万円までの範囲内を限度とする。当該活動に係る経費の 2 分の 1 の額、または自己負担額のいずれか小さい額の範囲内で確定する。

- 2 前項の規定に関わらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（助成対象経費）

第 9 条 助成の対象となる経費は、別表 1 にて定める。

（審査）

第 10 条 助成金の交付について審査するため、理事長の命により審査会を開催する。

- 2 審査会について必要な事項は別に定める。

（交付申請書の提出）

第 11 条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別に定める FFAC ステップアップ助成プログラム交付申請書（様式第 1 号）（以下「交付申請書」という。）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第 12 条 理事長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、FFAC ステップアップ助成プログラム交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の条件)

第13条 前条の規定による通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)には、次の各号の条件を付す。

- (1) 助成対象活動の実施に関する一切の責任を申請者が負うこと。
- (2) 助成金を助成対象活動以外の目的に使用しないこと。

(申請の取下げ)

第14条 助成対象者が、その決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときには、FFAC ステップアップ助成プログラム交付申請取下書(様式第3号)により理事長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときには、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(活動の変更及び通知)

第15条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する変更をするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象活動の内容を変更しようとするとき。

ただし、助成交付決定額及び助成対象経費の額に影響を及ぼすことなく、助成対象活動の趣旨・目的の達成をより効率的にするために、助成対象活動の内容を変更する場合、または、当該活動の趣旨・目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

- (2) 助成対象活動に要する経費の総額又は経費の配分を変更しようとするとき。

ただし、助成対象経費の総額の50%以内の変更はこの限りではない。

2 助成対象者は前項の規定による承認を受けようとするときは、FFAC ステップアップ助成プログラム変更申請書(様式第4号)(以下「変更申請書」という。)を速やかに理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による変更申請書を受理したときには、その内容を審査の上、承認する場合は、FFAC ステップアップ助成プログラム事業変更認定通知書(様式第5号)により、承認しない場合は、FFAC ステップアップ助成プログラム事業変更不認定通知書(様式第6号)により、助成対象者に通知するものとする。

4 あらかじめ理事長の承認を得ることなく事業内容を変更し、実施した場合には、理事長は助成金の交付決定を取り消すことがある。

(活動の中止又は廃止)

第16条 助成対象者は、助成対象活動を中止、または廃止しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、天災地変その他助成金の交付決定後に生じた、助成対象者の責に帰さない特別な事情により、あらかじめ承認を受けることが困難な場合には、事後の承認を受けなければならない。

2 助成対象者は前項の規定による承認を受けようとするときは、FFAC ステップアップ助成プログラム中止・廃止申請書(様式第7号)(以下「中止・廃止申請書」という。)を速やかに理事長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第 17 条 助成対象者は、助成対象活動が完了したときは、FFAC ステップアップ助成プログラム実績報告書(様式第 8 号)(以下、「実績報告書」という。)を事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、または事業完了の日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付額の確定及び通知)

第 18 条 理事長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、FFAC ステップアップ助成プログラム確定通知書(様式第 9 号)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 19 条 助成対象者が、前条の規定により確定した助成金の交付を受けるときは、別に定める請求書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、助成対象者が助成対象活動の円滑な実施のため、助成金の一部前払いを受けようとするときは、FFAC ステップアップ助成プログラム一部前払金申請書(様式第 10 号)により一部前払いを申請することができ、理事長が申請を適当であると認められた場合は、実施時期に合わせ一部前払いを請求することができる。ただし、一部前払いは助成対象活動につき 1 回限り、交付決定額の 2 分の 1 を上限とする。

(助成金の支払)

第 20 条 理事長は、前条の規定による請求を受けた場合は、速やかに当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 21 条 理事長は、次の各号に該当すると認めるときは、第 12 条の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成対象事業を中止又は廃止した場合
- (2) 助成金の交付の申込、変更、申請について不正の事実があった場合
- (3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容に違反していると認められる場合
- (4) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
- (5) 助成対象者が第 6 条第 3 項に規定する者に該当することが判明した場合

2 前項の規定による処分をした場合については、FFAC ステップアップ助成プログラム交付決定取消通知書(様式第 11 号)により、助成対象者に通知するものとする。

(事情変更による取り消し)

第 22 条 理事長は、助成金の交付が決定した後に、天災地変その他事情の変更により特別の必要が生じた場合は、交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成対象事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成金の返還)

第23条 理事長は、第21条及び第22条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類等の整備保管)

第24条 助成対象者は、当該助成対象活動にかかわる収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。

2 前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第25条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告させる、または財団職員に質問をさせることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容またはこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるよう指示することができる。

3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほかに、助成金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

項目	内訳
作品借上費	作品借料、作品保険料（展示の場合のみ）
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、俳優出演料、セミナー講師謝金
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、調律料、楽器借上料、写譜料
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督費、舞台美術費、台本料、衣装等デザイン料、照明音響プラン料、訳詞料、著作権使用料
舞台費（注1）	会場借上料、付帯設備使用料、道具費、衣装費、照明費、音響費、舞台美術費、運搬費、会場設営撤去費
運営費	公演当日の出演者・スタッフ弁当代、感染症対策予防経費（会場の消毒除菌等）
謝金	会場整理謝金、託児謝金、通訳謝金
旅費	出演者・セミナー講師の交通費及び宿泊料、スタッフ交通費
通信費	案内状送付料
宣伝費	広告宣伝費、立看板費、入場券販売手数料、広報物デザイン料
印刷費	チラシ、ポスター、案内状、台本、無料配布するプログラム、入場券印刷費
記録費（注2）	録画費、録音費、写真費、映像編集費
保険料	催事に係る保険料

※（注1）練習に関する経費は、認めない。

ただし、ゲネプロ（通し総稽古）は1日分まで認める。

※（注2）当該活動の成果として記録するものに限る。有料配布する記録集・DVD等の製作に関する経費は認めない。